

我孫子市新型コロナウイルス感染症入院患者対応医療従事者等慰労金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びその収束のため、心身に多くの負担がかかりながらも、強い使命感をもって業務に従事している医療従事者及び職員（派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）として医療機関において労働に従事する者及び医療機関が業務委託をした者に雇用されている者として当該医療機関において業務に従事する者を含む。）（以下「医療従事者等」という。））に対し、我孫子市新型コロナウイルス感染症入院患者対応医療従事者等慰労金（以下「慰労金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱に基づき慰労金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、千葉県又は千葉市、船橋市若しくは柏市の要請により新型コロナウイルス感染症の患者の入院を受け入れた、市内に所在する医療機関の医療従事者等であって、令和3年4月1日から同年12月31日までの間に10日以上勤務し、かつ、新型コロナウイルス感染症の患者（入院患者に限る。）と1回以上接したものとする。

(慰労金の額)

第4条 慰労金の額は、交付対象者である医療従事者等1人につき10万円とする。

(交付の申請)

第5条 交付対象者は、慰労金の交付を受けようとするときは、令和4年1月15日までに我孫子市新型コロナウイルス感染症入院患者対応医療従事者等慰労金交付申請書(様式第1号。次条において「申請書」という。)に医療機関から交付対象者であることの証明を受けた上で、当該医療機関が千葉県又は千葉市、船橋市若しくは柏市の要請により新型コロナウイルス感染症の患者の入院を受け入れた医療機関であることを証する書類の写しを添付して、市長に申請しなければならない。

2 慰労金の交付の申請は、交付対象者1人につき1回に限る。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、慰労金の交付の可否を決定し、我孫子市新型コロナウイルス感染症入院患者対応医療従事者等慰労金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、慰労金の交付を受けようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して14日以内に我孫子市新型コロナウイルス感染症入院患者対応医療従事者等慰労金交付請求書(様式第3号)により、市長に請求しなければならない。

(交付の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により慰労金の交付の決定を受けた者がある場合は、当該交付の決定を取り消すとともに、既に慰労金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 慰労金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、慰労金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第8条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。